

申請時の主な質問と回答及び補足説明

●建設工事・建設コンサルタント共通

番号	質問	回答
1	入札に参加したいのですが、申請方法を教えてください。	入札に参加するには資格要件がありますので、契約課のホームページに掲載されています申請書提出要領をご確認ください。 不明な点は、契約課工事契約係(Tel.025-226-2217)にお問い合わせください。
2	継続申請のお知らせが届きましたが、継続申請は必要ですか。	新年度に登録を希望される場合は、継続申請をしてください。 廃業等により、希望されない場合は不要です。
3	資格審査通知書のIDとパスワードは工事とコンサル共通ですか。	工事とコンサルのIDとパスワードは共通ではありません。それぞれ12月に継続申請のお知らせを送付していますのでご確認ください。
4	定期申請期間内に申請の手続きができなかった場合は、随時に申請を受け付けてもらえますか。	平成31年6月、10月、平成32年2月、6月、10月に追加申請を受け付ける予定です。追加申請の要領は、後日ホームページに掲載します。
5	継続の電子申請は、ICカードが必要ですか。	必要ありません。
6	継続申請の内容を申請受付期間前に確認したいのですが、確認方法を教えてください。	登録情報の確認は、業者登録画面にログイン後、変更申請を選んでいただくと、現在の登録内容を閲覧できます。ただし、申請は行わないでください。
7	申請はどのくらい操作をしないとセッションが切れますか。	1時間でセッションが切れますので、事前に入力事項を確認しておくことをおすすめします。
8	システムの入力方法がよくわかりません。	例年、特に工(業)種の入力方法の問い合わせが多くみられます。 システム入力方法については、専用の電話相談窓口「ヘルプデスク」をご利用ください。 ■ヘルプデスク Tel.025-226-7011(平成30年12月28日まで) Tel.0570-200-192(平成31年1月4日から) なお、対応は平日の9:00~17:00となります。申請期間第1週と最終週は込み合いますので、余裕をもった準備をお願いいたします。
9	総職員数はいつのものですか。 また、社長は数に含めてもよろしいですか。	総職員数は、申請日現在の数としてください。 総職員数の定義は、「雇用期間を特に限定することなく雇用された者(営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む。)、法人にあっては取締役又はこれに準ずる常勤の者(監査役は除く。)、個人にあっては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数」とします。 ア 一定期間(1カ月、6カ月等)を定めて雇用されている場合であっても、その雇用期間が反復更新されている場合は含みます。 イ いわゆるパートタイム労働者は、雇用保険の被保険者として取り扱っているかどうかで判断してください。 ウ 出向中の労働者は、雇用保険の取り扱っている事業主の労働者として扱って差し支えありません。 エ 派遣労働者は、同一の派遣元事業所と雇用契約を更新又は再契約し、引き続き雇用されることが状態となっている場合は含んでもかまいません。
10	代表者が変更になりましたが、まだ登記が完了していません。新代表者名で申請してもよろしいですか。	よろしいです。株主総会(取締役会議)議事録の写し等変更の事実関係が確認できる書類を添付してください。
11	債権者コードがわかりません。	会計課(Tel.025-226-1908,1912,1916)にお問い合わせいただくか、入力は任意ですので、空欄でもかまいません。

番号	質問	回答
12	営業所の入力が必要ですか。	入力は任意です。 なお、契約委任先に入力した営業所は、営業所の入力画面で新たに入力する必要はありません。
13	「申請書」と「完了画面」のプリントアウトしたものを提出とのことですが、システムのどの画面で印刷できますか。	5/5の画面で、申請ボタンを押す前に印刷をしてください。申請ボタンを押すと申請受付完了画面が表示されますのでこの画面も印刷をしてください。
14	完了画面を印刷し忘れてしまいました。どうすればよいですか。	申請受付通知メールを印刷し、代用してください。
15	電子申請後、入力に誤りがあり修正したいのですが、どうしたらよいですか。	一度「申請ボタン」を押してしまいますと、申請者側で修正することはできません。新潟市で修正しますので、申請書に赤字で修正するところがわかるように記入し、「修正依頼」と付箋のうえ郵送(提出)してください。
16	申請書を提出した後に、所在地等の登録情報に変更があった場合、どうしたらよいですか。	恐れ入りますが、4月1日以降に、電子による変更入力をお願いいたします。 (後日、変更申請要領をホームページに掲載予定) また、現年度に登録されている方は、当該年度の情報の変更入力も併せてお願いいたします。
17	提出書類はどこをみればわかりますか。	契約課ホームページに掲載の提出書類点検票をご覧ください。 また、申請書提出要領に注意事項が記されていますので、必ずご確認ください。
18	提出書類の日付は提出日でよろしいですか。	基本的には、申請書の申請日としてください。 なお、書類の作成日でも、提出日でも、提出期間内の日付であればよろしいです。
19	提出書類は持ち込みでもよろしいですか。	基本的には送付としていますが、持ち込みでもかまいません。 なお、受付した記録が必要な場合は、受付票を作成のうえ持参ください。
20	申請提出時に添付した返信用封筒はいつ送られてくるのですか？	書類に不備等がないか(受理できるか)確認後、順次送付します。 工事の確認を先に行いますので、コンサルタントの送付は3月頃になりますのでご了承ください。
21	使用印鑑届の社印は角印ですか丸印ですか。	一般的には、角印のことです。 丸印(代表者印)は、契約者印として使用するものです。
22	「納税証明書」は原本が必要ですか。	国税の納税証明書は写しでも結構ですが、市税の納税証明書は原本をお願いいたします。 ※証明年月日にご注意ください。 ただし、建設工事とコンサルタントの両方を申請する場合は、市税の納税証明書はどちらか一方に原本、他の一方に写しの添付でもかまいません。
23	「納税証明書」はどのような証明が必要ですか。	税に未納のない証明です。(納税額を証明するものではありません) 新潟市の納税証明は、「入札参加用」で交付申請してください。 国税については、法人は「その3の3」、個人は「その3の2」の様式で交付申請してください。 なお、交付申請方法は申請書提出要領をご覧ください。
24	「暴力団等の排除に関する誓約書」の氏名は本社の代表者ですか。また、実印とは、代表者印ですか。	本社の代表者になります。 印は、「使用印鑑届」に押印した代表者印と同じ印を押印してください。
25	「暴力団等の排除に関する誓約書」に掲げる「使用人」とはどの範囲の職員を指しますか。	「商業使用人」と解釈していただいて構いません。

●建設工事

番号	質問	回答
1	支店について、建設業許可を受けてから1年を経過していないのですが、契約委任することは可能ですか。	可能です。主たる営業所が許可後1年を経過していれば、よろしいです。 (なお、支店・営業所等を契約先として登録する場合は、当該支店・営業所等が建設業許可を受けている工種のみ申請可能です。)
2	委任をする場合に提出が必要な「建設業許可申請書の別紙2」とは何ですか。	建設業許可申請(変更申請)の際に提出する営業所許可一覧です。 建設業許可を受けていない支店・営業所は、少額の請負を除き請負契約ができませんので、契約委任に値する営業所か確認するため提出していただきます。
3	経審の書類は提出するのですか。	市で最新の通知情報を自動的に入手しますので、書類は提出不要です。 最新の経審基準日と建設業許可番号を確実に入力してください。
4	最新の経審の結果が2月に届きますが、経審基準日の入力はどうしたらいいですか。	2月に届く経審の審査基準日を入力し、通知書が届きましたら、速やかに写しを契約課に郵送(提出)してください。 ※申請書に「後日、最新の経審送付」と付箋をお願いいたします。
5	工事実績の金額は全工事高を入力するのですか?	代表的な工事1件のみです。合算ではありません。 「種目別の施工実績に関する調書」を事前に作成してください。
6	「種目別の施工実績に関する書類」は必ず提出しなければいけませんか?	種目コード110番以上の種目について、提出が必要です。 公共元請、公共下請、民間元請のいずれか一つでも、過去5年の施工実績があればよろしいです。代表的な工事を1つ記入して提出してください。
7	「種目別の施工実績に関する調書」の実績は、新潟市以外の公共団体の実績でもよろしいのですか。	よろしいです。公共の元請、下請を問いません。
8	3/5の画面で種目別売上高の金額欄がスペースだと先に進めません。	施工実績がない場合は、「0」を入力してください。
9	「一般建築複数階非木造」は、複数階または、非木造ですか。	「複数階かつ非木造」です。
10	監理技術者数は、いつのものですか。	経審基準日時点のものでよろしいです。
11	優良工事表彰の主観点加算は、水道局の受賞も認められますか。	認められません。参加申請受付月より直近2回の新潟市優良工事表彰を受けた方のみが加算対象となります。なお、加点は表彰を受けた工事の種類(工種)のみとなります。
12	総合評点に主観点加算を希望しないのですが、総合評価方式の入札の際に、技術点加算をしてもらうことは可能ですか。	可能です。技術評価加算を希望する場合は、技術資料審査時に関係書類を提出してください。
13	4/5ページから次のページに進めません。	以下5ページに掲載している処理が正確に行われているか確認してください。
14	「技術職員名簿」はいつ現在のものですか。	経審基準日時点のものでよろしいです。 その後、採用された者を加えてもかまいません。
15	技術職員名簿の書き方を教えてください。	申請提出要領をご確認ください。 なお、最新の経審の申請の際に添付した名簿の写しを提出していただいてもかまいませんが、新潟市内の本店・支店・営業所等に所属している方の氏名の左に○をつけてください。

番号	質問	回答
16	工事経歴書は、申請する工種のものだけでよろしいですか。	よろしいです。
17	「工事経歴書の写し」は、最新の経審の申請に添付したもののことですが、経審申請後に竣工した工事を追加してもよろしいですか。	定められた期間内に竣工した工事であれば、よろしいです。
18	舗装工事を参加申請しますが、舗装機械を所有していない場合も、「舗装機械の所有状況等調書」の提出は必要ですか。	提出は不要です。 ※提出がない場合は、所有等をしていないものとして判断させていただきます。
19	舗装工事の「施工体制実態調査票」を提出しますが、「舗装機械の所有状況等調書」の提出も必要ですか。	提出をお願いします。なお、「施工体制実態調査票」は、定期申請年ごとに提出をお願いいたします。
20	主観点加算の判断に必要なため、格付基準について教えてください。	格付基準については、3月に開催される請負工事入札参加資格要件等審査委員会で決定します。
21	工種の解体に経過措置で登録できるのはどのような場合ですか	平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリートの許可を受けており、かつ、とび・土工・コンクリートについて経審の総合評定値の審査を受けている方で、解体の営業実績がある方です。 営業実績については公共、民間問いません。
22	解体に経過措置で登録する場合の提出書類を教えてください。	解体の施工実績を記載した「種目別の施工実績に関する調書(様式2)」、「建設業許可通知書の写し(平成28年6月1日から現在までとび・土工・コンクリートの許可を受けていたとわかる通知書の写し)」が必要です。
23	提出書類の「建設業許可申請書様式第一号の写し」が手元にありません。	主たる営業所の所在地を確認するための資料としてありますので、建設業許可申請書別紙2(営業所一覧表)の写し等、主たる営業所の所在地が分かる資料を別途添付していただければ結構です。その際付せん等で別途資料が分かるようにしておいてください。
24	提出書類の「オ:建設業許可申請書様式第一号の写し」とはどのようなものですか。	6ページに見本を掲載しております。そちらをご確認ください。

建設コンサルタント(継続申請)

4/5ページから次のページにすすめない場合、以下の処理を行ってください。

平成31・32年度:継続:建設コンサルタント

工(業)種情報入力画面

1->2-> 3 ->4->5

工(業)種の追加, 変更は次の手順で行ってください。
登録済みの工(業)種詳細情報を変更するには…

1. ■工(業)種リスト から工(業)種を選択し, <工(業)種内容の表示>ボタンで登録内容を表示します。
2. ■工(業)種詳細情報に登録する情報を漏れがないように入力します。
3. <工(業)種内容の修正>ボタンで入力内容を確定します。

工(業)種を新規に追加するには…

1. <クリア>ボタンをクリックして, 入力項目の内容をクリアします。
2. ■工(業)種詳細情報に登録する情報を漏れがないように入力します。
3. <工(業)種の追加>ボタンで入力内容を確定します。

■工(業)種リスト

工(業)種選択

① 001:測量

② 工(業)種内容の表示

工(業)種の追加 工(業)種内容の表示 工(業)種内容の修正 工(業)種の削除 クリア

■工(業)種詳細情報

登録を希望する工(業)種, 種目(ほか必要事項を入力してください。)

工(業)種	測量	請(単位:円)	公共下請(単位:円)	民間元請(単位:円)
工(業)種実績 (過去2年度分の決算の平均)		1100000 円	2000000 円	3000000 円

種目

010:一般測量
 020:航空測量
 030:地図の調整(簡易設計)

④ 工(業)種内容の修正

工(業)種の追加 工(業)種内容の表示 工(業)種内容の修正 工(業)種の削除 クリア

⑤ 4/5 営業所情報入力画面へ

- ① 申請される工(業)種にチェックをつけてください。
- ② 工(業)種内容の表示をクリックしてください
- ③ 金額を入力してください。
- ④ 工(業)種内容の修正をクリックしてください。
- ⑤ 登録されている工(業)種が複数ある場合は①~④を繰り返し登録してください。
- ⑥ すべての工(業)種が入力できたらクリックしてください
次ページに移ります。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者

印

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣 許可 (般特) 第 号 平成 年 月 日
申請の区分	3 02	(1. 新規 4. 業種追加 7. 般・特新規+更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加+更新 3. 般・特新規 6. 般・特新規+業種追加 9. 般・特新規+業種追加+更新) 許可の有効期間の調整 (1. する)
申請年月日	03 平成 年 月 日	2. しない

許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般)
申請時において既に許可を受けている建設業	05		(2. 特定)
商号又は名称のフリガナ	06		
商号又は名称	07		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08		
代表者又は個人の氏名	09		支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村	10	都道府県名 新潟県	市区町村名
主たる営業所の所在地	11		
郵便番号	12		電話番号
			ファックス番号

法人又は個人の別	13	(1. 法人)	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号
兼業の有無	14	(1. 有)		
経営業務の管理責任者の氏名				

許可換えの区分	15	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)
旧許可番号	16	大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (般特) 第 号 平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
 所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
 ファックス番号 _____

●建設コンサルタント

番号	質問	回答
1	登録規程に基づく登録がありますが、実績がありません。申請をしたいのですが、登録は可能ですか。	可能です。現況報告書の副本の写し、又は登録証明書の写しを提出してください。なお、申請業種が現況報告書に記載されていない場合は、登録証明書の写しを提出してください。
2	実績がなくても、申請が可能ですか。	登録規定に基づく登録を受けている業種については実績がなくても申請は可能です。そのほかの業種については実績がなければ申請できません。
3	コンサルタントの実績は、本社の実績でも新潟営業所の実績として申請をしてもよろしいですか。	よろしいです。
4	経営情報ですが ①自己資本額は負債金額を引くのですか。 ②営業年数はどの時点からですか。	①純資産額の合計を入力してください。 ②参加希望業種の事業開始日(複数業ある場合は最も早い日)からの営業年数としてください。
5	コンサルタントで種目の金額はどういった金額ですか？	過去2年間の決算実績の平均となります。
6	コンサルタントの決算額は、税抜きでもよろしいですか。	よろしいです。
7	4/5ページから次のページに進めません。	以下8ページに掲載している処理が正確に行われているか確認してください。
8	「技術職員経歴書」はいつ現在のものですか。	決算時点のものでよろしいです。 その後、採用された者を加えてもかまいません。
9	現況報告書の写しを提出していますが、「技術職員経歴書」の提出も必要ですか。	建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査のみに参加する場合は技術職員経歴書の提出は不要です。 ※新潟市内の本店・支店・営業所等に所属している方の氏名の左に○をつけてください。 他の業種を申請する方は、提出をお願いします。

建設工事(継続申請)

4/5ページから次のページにすすめない場合、以下の処理を行ってください。

工(業)種情報入力画面

1/2/3/4/5

登録できる工(業)種は5種までです。(工(業)種の中の種目はいつでも登録できます。)

工(業)種情報の変更は次の手順で行ってください。

登録済みの工(業)種情報を変更するには---

1. 画面上「登録済リスト」から工(業)種を選択し、<工(業)種内容の表示>ボタンで登録内容を表示します。
2. 変更する情報を入力後、<工(業)種内容の修正>ボタンで入力内容を確認します。
※種目の追加、削除もこの手順で行います。工(業)種内容を表示後、希望する種目にチェックをつけてください。

工(業)種情報を新規に追加するには---

1. <クリア>ボタンをクリックして、入力項目の内容をクリアします。
2. 登録する情報を漏れがないように入力します。
3. <工(業)種の追加>ボタンで入力内容を確認します。
4. 登録内容を修正するには、上記の『登録済みの工(業)種情報を変更するには』の手順に準じます。

① 工(業)種リスト

工(業)種選択

05:とび・土工・コンクリート

工(業)種の追加 工(業)種内容の表示 工(業)種内容の修正 工(業)種の削除 クリア

■工(業)種詳細情報
登録を希望する工(業)種、種目ほか必要事項を入力してください。

希望工(業)種: とび・土工・コンクリート

種目売上高

4月 1日～平成19年 3月 31日に竣工または竣工予定の代表的な工事について実績額を提出してください。
追加申請の場合は平成14年 4月 1日から申請時まで竣工した工事についての実績額となります。

種目	元請(単位:円)	公共下請(単位:円)	民間元請(単位:円)
<input checked="" type="checkbox"/> 010:とび・土工工事	入力が必要です 円	入力が必要です 円	入力が必要です 円
<input checked="" type="checkbox"/> 110:掘土・止水	10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 150:交通安全施設(道路標識、路面表示等)	10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円
<input type="checkbox"/> 200:ブルーム連	円	円	円
<input type="checkbox"/> 250:アスベスト	円	円	円
<input type="checkbox"/> 300:杭打	円	円	円
<input type="checkbox"/> 350:橋梁(PC)	円	円	円
<input type="checkbox"/> 400:解体	円	円	円
<input checked="" type="checkbox"/> 450:下水道管更生	10,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円
<input type="checkbox"/> 500:法面工事	円	円	円

④ 10 人

新潟市での優良工事表彰

1:無 2:有

この項目について、主観点への加算を希望するかどうか、選択してください。主観点加算について

1:希望する 0:希望しない

工(業)種の追加 工(業)種内容の表示 工(業)種内容の修正 工(業)種の削除 クリア

4/5 営業所情報入力画面へ

- ① 申請される工(業)種にチェックをつけてください。
- ② 工(業)種内容の表示をクリックしてください
- ③ 申請されるすべての種目に金額を入力してください。
- ④ 監理技術者数を入力してください。
- ⑤ 新潟市での優良工事表彰の有無について入力してください。
- ⑥ 工(業)種内容の修正をクリックしてください。
- ⑦ 登録されている工(業)種が複数ある場合は①～④を繰り返し登録してください。
- ⑧ すべての工(業)種が入力できたらクリックしてください
次ページに移ります。